

佐賀県告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年二月十日から平成二十四年三月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十日

佐賀県知事 古川 康

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|--------------|---|-----------|
| 一般国道 四四四号 | 杵島郡白石町大字福富字南廿治一四 四四番二地先から 杵島郡白石町大字福富字廿治搦一四 二三番二一地先まで | 平成二四・二・一〇 |
| 県道 武雄福富線 | 杵島郡白石町大字福富字廿治一四六 〇番一地先から 杵島郡白石町大字福富字廿治搦一四 二三番二六地先まで | " |